

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長あてに意見書を提出することができる。

令和 7 年 4 月 10 日

千曲市長 小川 修一



1 都市計画の変更案の概要

千曲都市計画道路の変更（千曲市決定）

3・4・3号 千曲線（変更）

2 都市計画の案の縦覧場所

千曲市役所都市計画課（〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地 千曲市役所 3 階）

長野県建設部都市・まちづくり課（〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 7 階）

長野県千曲建設事務所整備課（〒387-0007 千曲市大字屋代 1881 千曲庁舎 1 階）

3 都市計画の案の縦覧期間

令和 7 年 4 月 11 日（金）から令和 7 年 4 月 24 日（木）まで（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

ただし、土、日は除く

4 意見書について

(1) 意見書を提出できる者

都市計画の変更に関係する市民、利害関係を有する者

(2) 意見書提出期間

縦覧期間満了の日まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り）

(3) 意見書の提出先

上記 2 の縦覧場所と同じ

(4) 意見書の様式

千曲市ホームページからダウンロードするか、(3) の場所に備え付けてある様式を使用してください。

5 その他

問合せ先：千曲市建設部都市計画課（Tel026-273-1111（内線 3252））